

北秋田市地域おこし協力隊 募集概要

「観光振興に関する活動に従事する北秋田市地域おこし協力隊」

北秋田市は、秋田県の北部に位置し、市の中央部には花の百名山である「森吉山」がそびえ、通年運行されるゴンドラを利用して、春夏の高山植物や秋の紅葉、冬には日本三大樹氷のひとつである「森吉山の樹氷」を手軽に楽しめるほか、桃洞溪谷・中の又溪谷といった溪谷には多くの滝のほかクマゲラの生息するブナの原生林が広がっています。その他にも縄文遺跡で世界遺産登録を目指す「伊勢堂岱遺跡」、ギネス認定の「世界一の大太鼓」など、歴史と文化が融合した特徴的かつ魅力的な地域です。

また、首都圏と秋田県北部地域を結ぶ空の玄関口として大館能代空港（あきた北空港）があり、全国有数の観光資源の世界自然遺産「白神山地」や「十和田八幡平国立公園」など、北東北のゲートウェイにもなっています。

北秋田市の観光振興への新たな担い手として、同市観光物産協会と力を合わせ地域外からの新たな視点や発想により、他の地域にはない魅力的な活動に取り組んでいただける意欲のある方を募集します。

※ 募集に関する詳細については、「観光振興に関する活動に従事する北秋田市地域おこし協力隊募集要項」でご確認ください。

1. 募集人員

1名(男女問わず)

2. 応募資格

概ね20歳以上の方（令和4年4月1日現在）で、次のいずれにも該当する方を対象とします。

- (1) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条に規定する欠格事項に該当しない者
- (2) 応募時点で三大都市圏の都市地域又は地方都市等（総務省が定める条件不利地域を除く。）に居住し、隊員に任用された後、本市へ生活の拠点を移し、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づく本市の住民基本台帳に登録を受ける事が可能である者（委嘱される前に既に本市に定住又は定着している者を除く。）
- (3) 誠実に職務を遂行できると認められる者
- (4) 地域活性化に意欲と熱意を有し、積極的に活動することができると認められる者
- (5) 道路交通法（昭和35年法律第105号）第84条第3項に規定する普通自動車免許を有している者
- (6) パソコンの一般的な操作ができ、インターネット、SNS等の活用ができる者

3. 活動内容

活動内容は次のとおりです。

- (1) 北秋田市の観光振興に向けた情報発信に関すること（観光施設情報、宿泊施設情報、イベント情報 等）
- (2) 北秋田市の新たな観光資源発掘に関すること
- (3) 北秋田市又は北秋田市観光物産協会が主催する観光事業への参加及び協力に関すること
- (4) その他、北秋田市の観光振興促進に関すること
- (5) 隊員自らが北秋田市への定住のために行う活動に関すること

4. 活動条件等

《勤務地》

隊員の勤務地は北秋田市商工観光課内（北秋田市花園町 15-1）です。

《雇用形態》

会計年度任用職員とします。

《雇用期間》

令和4年11月1日以降で協議の上決定する。

ただし、市長が認めた場合は1年を単位とし、最長3年まで延長することができます。

- ・活動日は、原則として平日（月曜日から金曜日まで週5日）を基本とします。
- ・勤務時間は、午前9時00分から午後4時00分まで（休憩60分含む）とします。
- ・休日は、土曜日・日曜日・祝日及び年末年始（12月29日から1月3日）です。ただし、活動内容によって休日勤務もあります。この場合は振替対応とします。

《賃金》

月額 195,100 円（時間外勤務手当、休日勤務手当その他の手当はありません）

- ・期末手当の支給があります。
- ※通勤手当はありません。
- ・社会保険等 健康保険、厚生年金保険、雇用保険に加入していただきます。
- ・活動経費等 ・住居は市が指定した住居とし、家賃は市が負担します。
- ※引越しや生活必需品、光熱費などの経費は各自の負担となります。
- ・活動に必要な車両、パソコン等の事務機器は市が貸与します。
- ・その他活動に必要な経費は、予算の範囲で市が負担します。
- ・活動に関連し出張する場合の旅費は、予算の範囲で市が支給します。

《その他》

生活や通勤の手段として自家用車は必要不可欠です。自家用車等の持込みをお勧めします。

5. 応募手続き

(1) 募集期間

7月15日から9月30日まで。

※募集期間内に任用者を決定することができない場合は募集期間を延長する場合があります。

(2) 提出書類

① 観光振興に関する活動に従事する北秋田市地域おこし協力隊応募用紙

② 履歴書 様式は任意。6ヶ月以内に撮影したカラーの顔写真を貼付してください。

応募方法は、応募書類を郵送またはEメールで提出することとします。ただし、郵送の場合は募集期間内の消印を有効とし、Eメールの場合は発信日が募集期間内のものを有効とします。

郵送先 〒018-3312秋田県北秋田市花園町15-1
北秋田市産業部商工観光課観光振興係

Eメール送信先：kankou@city.kitaakita.akita.jp

メールタイトルを「北秋田市地域おこし協力隊の応募について」と題し、応募書類及び履歴書に貼り付けた写真がカラーで確認できるデータを添付し送信してください。

※ 応募書類は返却いたしません。提出された個人情報は、本応募のみに使用し、その他の用途には使用しません。

6. 選考

(1) 1次選考

書類審査により1次選考を行い、選考結果は、応募者全員に対し文書で通知します。

(2) 2次選考

1次選考合格者を対象に2次選考（面接）を行います。

日時、場所等の詳細については、協議の上決定します。

※ 2次選考会場までの交通費等は応募者の負担となります。

選考結果は、速やかに参加者全員に対し文書で通知します。

(3) 協力隊員の決定

2次選考の合格者と活動開始日等を協議の上決定します。

7. お問い合わせ

北秋田市役所 産業部

商工観光課観光振興係（担当：佐藤、小松）

住所：〒018-3312 秋田県北秋田市花園町15-1

T E L：0186-62-5370 F A X：0186-62-5551

E-mail：kankou@city.kitaakita.akita.jp